

富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金交付要綱

（令和 8 年 6 月 2 9 日）
（告示第 1 3 3 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、認定地域クラブの活動に参加する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、当該保護者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和 4 2 年富士市規則第 2 8 号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「認定地域クラブ」とは、生徒を対象としてスポーツ、文化芸術活動等の分野における活動を行う団体のうち、富士市教育委員会が別に定めるところにより認定したものをいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する中学校に在籍する生徒の保護者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該生徒の認定地域クラブの活動の参加に要した費用の全額を自己負担した者
- (2) 第 6 条に規定する申請の日の属する年度において、富士市教育委員会から就学援助（学校教育法第 1 9 条の規定に基づく就学に必要な費用の援助をいう。以下同じ。）の支給決定を受けている者又はこれに準ずる者として市長が認める者

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度において前条第 1 号に規定する者が認定地域クラブに支払った費用のうち、就学援助の支給決定を受けている期間に係るものであって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 参加費 月会費及び年会費であって、市長が別に定めるもの
- (2) 保険料 認定地域クラブの活動のため加入した傷害保険等に係る費用

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額と補助対象経費とを比較していずれか低い額とする。

- (1) 参加費 生徒 1 人につき年額 3 6, 0 0 0 円（参加費 1 月当たり 3, 0 0 0 円）
- (2) 保険料 生徒 1 人につき年額 8 0 0 円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金交付申請書（第1号様式）に補助対象経費の支払に係る領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長が指定した期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際し必要があると認めるときは、申請者の同意を得て当該認定地域クラブに申請の内容について確認することができる。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所
申請者 氏 名
対象生徒との続柄
電話番号
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

対象生徒	ふ り が な			生年月日	年 月 日
	氏 名				
	中 学 校 名		学 年	年	
	認 定 地 域 ク ラ ブ の 名 称				
	種 目				
	入 会 月	年 月			
補助対象経費	参 加 費	月 会 費	円		
		年 会 費	円		
		既交付額	円		
	保 険 料	円			
補 助 金 交 付 申 請 額		円			

私は、富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金の交付に当たり、市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うこと及び当該地域クラブに対し、必要に応じ申請の内容について確認することに同意します。

氏名
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

第2号様式（第7条関係）

富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市認定地域クラブ活動参加支援補助金については、交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	